

鈴鹿市告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

鈴鹿市長 末松 則子

路線名：玉垣若松線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
北玉垣町字細田1669番1地先から	旧	130.1	3.0～20.6
北玉垣町字西浦830番2地先まで	新	130.1	3.0～22.2